

## ◎所得控除について

種類	控除内容																																																						
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者などの親族が有する資産について、前年中に風水害・火災などの災害や盗難・横領によって損害を受けた場合の控除です。 損失金額－保険金などで補てんされる金額＝差引損失金額 (1)差引損失金額－総所得金額等×10% ← (1)と(2)のいずれか多い金額 (2)差引損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円																																																						
医療費控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費がある場合の控除です。 次の①か②の選択適用になります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">①医療費控除額</td> <td style="width: 30%;">＝ 支払った医療費</td> <td style="width: 30%;">－ 保険金などで補てんされる金額</td> <td style="width: 10%;">                     (1)10万円                      (2)総所得金額等×5%                      いずれか少ない金額                 </td> </tr> <tr> <td>②セルフメディケーション税制に係る医療費控除額 (※最高8万8千円まで)</td> <td>＝ 支払った特定一般用医薬品等購入費</td> <td>－ 保険金などで補てんされる金額</td> <td>12,000円</td> </tr> </table>		①医療費控除額	＝ 支払った医療費	－ 保険金などで補てんされる金額	(1)10万円 (2)総所得金額等×5% いずれか少ない金額	②セルフメディケーション税制に係る医療費控除額 (※最高8万8千円まで)	＝ 支払った特定一般用医薬品等購入費	－ 保険金などで補てんされる金額	12,000円																																													
①医療費控除額	＝ 支払った医療費	－ 保険金などで補てんされる金額	(1)10万円 (2)総所得金額等×5% いずれか少ない金額																																																				
②セルフメディケーション税制に係る医療費控除額 (※最高8万8千円まで)	＝ 支払った特定一般用医薬品等購入費	－ 保険金などで補てんされる金額	12,000円																																																				
社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などに対する控除です。	支払った保険料等の金額																																																					
小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが支払った小規模企業共済制度の共済契約や心身障害者扶養共済の掛金及び確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金に対する控除です。	支払った掛金の金額																																																					
生命保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族が受取人になっている一般生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約で前年中にあなたが支払った保険料等から契約者配当金を差し引いた残りの金額がある場合の控除です。一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の各々について右表で求めた金額が控除されます。※旧契約は平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料、個人年金保険料が対象になります。新契約は平成24年1月1日以後締結した一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料が対象になります。※旧契約と新契約の双方について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除がある場合、それぞれの計算式で求めた合計額となります。(限度額28,000円)ただし、旧契約について控除額が28,000円を超える場合は旧契約で算出した金額となります。(限度額35,000円)	旧契約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額 (控除限度額35,000円)</th> </tr> <tr> <td>～ 15,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～ 40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円 ～ 70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円 ～</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	支払金額	控除額 (控除限度額35,000円)	～ 15,000円	支払保険料の全額	15,001円 ～ 40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	40,001円 ～ 70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	70,001円 ～	35,000円																																										
		支払金額	控除額 (控除限度額35,000円)																																																				
		～ 15,000円	支払保険料の全額																																																				
		15,001円 ～ 40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																																																				
		40,001円 ～ 70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																																																				
		70,001円 ～	35,000円																																																				
新契約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額 (控除限度額28,000円)</th> </tr> <tr> <td>～ 12,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ～ 32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ～ 56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円 ～</td> <td>28,000円</td> </tr> </table>	支払金額	控除額 (控除限度額28,000円)	～ 12,000円	支払保険料の全額	12,001円 ～ 32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	32,001円 ～ 56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	56,001円 ～	28,000円																																												
支払金額	控除額 (控除限度額28,000円)																																																						
～ 12,000円	支払保険料の全額																																																						
12,001円 ～ 32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																																																						
32,001円 ～ 56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																																																						
56,001円 ～	28,000円																																																						
地震	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>～ 50,000円</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円 ～</td> <td>25,000円</td> </tr> </table>	支払金額	控除額	～ 50,000円	支払保険料×1/2	50,001円 ～	25,000円																																																
支払金額	控除額																																																						
～ 50,000円	支払保険料×1/2																																																						
50,001円 ～	25,000円																																																						
旧長期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>～ 5,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円 ～ 15,000円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>	支払金額	控除額	～ 5,000円	支払保険料の全額	5,001円 ～ 15,000円	支払保険料×1/2+2,500円	15,001円 ～	10,000円																																														
支払金額	控除額																																																						
～ 5,000円	支払保険料の全額																																																						
5,001円 ～ 15,000円	支払保険料×1/2+2,500円																																																						
15,001円 ～	10,000円																																																						
※ 地震と旧長期の両方がある場合は各々の控除額の合計となります。ただし、限度額は25,000円です。																																																							
寡婦控除	① 夫と死別・離別した後婚姻していない方、または夫が生死不明の方で、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子、または扶養親族を有している方 ② 夫と死別した後婚姻していない方、または夫が生死不明の方で合計所得金額500万円以下である方 ③ 寡婦のうち扶養親族である子を有し合計所得金額500万円以下である方 (特別寡婦)	26万円 30万円																																																					
寡夫控除	妻と死別・離別した後婚姻していない方、または妻が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子を有している方	26万円																																																					
勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で合計所得金額が65万円以下かつ当該金額のうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下である方は、勤労学生控除を受けることができます。	26万円																																																					
障害者控除	あなたや同一生計配偶者や扶養親族が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳や厚生労働大臣または市町村長からの証明書 <sup>1</sup> の交付を受けている場合等は障害者控除を受けることができます。 ※障害者控除は扶養親族が16歳未満の場合も適用されます。	特別障害者 (身体障害者1級・2級の方など)	30万円																																																				
		同居特別障害者	53万円																																																				
		その他の障害者	26万円																																																				
配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円 (給与収入では103万円) 以下の場合、あなたの合計所得金額に応じ右記の金額が控除されます。	↓ 配偶者の合計所得金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td>38万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>① 一般 (昭和25年1月2日以降に生まれた方)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>② 老人 (昭和25年1月1日以前に生まれた方)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>380,001円 ～ 900,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>900,001円 ～ 950,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>950,001円 ～ 1,000,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円 ～ 1,050,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円 ～ 1,100,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円 ～ 1,150,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円 ～ 1,200,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円 ～ 1,230,000円</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>1,230,001円 ～</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> </table>	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	38万円以下	33万円	22万円	11万円	① 一般 (昭和25年1月2日以降に生まれた方)	38万円	26万円	13万円	② 老人 (昭和25年1月1日以前に生まれた方)	33万円	22万円	11万円	380,001円 ～ 900,000円	31万円	21万円	11万円	900,001円 ～ 950,000円	26万円	18万円	9万円	950,001円 ～ 1,000,000円	21万円	14万円	7万円	1,000,001円 ～ 1,050,000円	16万円	11万円	6万円	1,050,001円 ～ 1,100,000円	11万円	8万円	4万円	1,100,001円 ～ 1,150,000円	6万円	4万円	2万円	1,150,001円 ～ 1,200,000円	3万円	2万円	1万円	1,200,001円 ～ 1,230,000円	0万円	0万円	0万円	1,230,001円 ～	0万円	0万円	0万円
		あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																																		
38万円以下	33万円	22万円	11万円																																																				
① 一般 (昭和25年1月2日以降に生まれた方)	38万円	26万円	13万円																																																				
② 老人 (昭和25年1月1日以前に生まれた方)	33万円	22万円	11万円																																																				
380,001円 ～ 900,000円	31万円	21万円	11万円																																																				
900,001円 ～ 950,000円	26万円	18万円	9万円																																																				
950,001円 ～ 1,000,000円	21万円	14万円	7万円																																																				
1,000,001円 ～ 1,050,000円	16万円	11万円	6万円																																																				
1,050,001円 ～ 1,100,000円	11万円	8万円	4万円																																																				
1,100,001円 ～ 1,150,000円	6万円	4万円	2万円																																																				
1,150,001円 ～ 1,200,000円	3万円	2万円	1万円																																																				
1,200,001円 ～ 1,230,000円	0万円	0万円	0万円																																																				
1,230,001円 ～	0万円	0万円	0万円																																																				
控除額																																																							
扶養控除	あなたと生計を一にする親族 (配偶者を除く) の合計所得金額が38万円 (給与収入では103万円) 以下の場合、右記の金額が控除されます。平成24年度から16歳未満は控除対象になりません。	① 一般 (平成13年1月2日から平成16年1月1日まで、または昭和25年1月2日から平成9年1月1日までに生まれた方)	33万円																																																				
		② 特定 (平成9年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方)	45万円																																																				
		③ 老人 (昭和25年1月1日以前に生まれた方)	38万円																																																				
		④ 同居老親等 (③のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方)	45万円																																																				
基礎控除	収入や年齢等にかかわらず一律に適用されます。	33万円																																																					